

# 令和5年度 小垣江小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任（生活指導主任）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動主任、校長が必要と認める者で構成する。

### （1）「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「小垣江小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議で「小垣江小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・いじめアンケートや教育相談ウィークの結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいはいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・小垣江小学校ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### （2）全教職員による情報交換

毎月、全教職員による情報交換を行い、いじめの早期発見、及び早期対応に取り組む。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 全学年が関わる縦割り活動（「おがっちフレンズ活動」）を通して、思いやりの心と感謝の心を育てる。
- オ 児童会主催のいじめ防止標語コンクールを行い、いじめ防止の心を育てる啓発活動を行う。
- カ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談ウィーク（担任による全児童との個別面談）を定期的に実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 学級の人間関係を把握するQ-U検査を定期的に実施（年2回）し、友達関係の変化や学級での孤立感を把握し、学級経営の改善に活かす。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 保健室での相談活動やスクールカウンセラーとの面談、いじめ相談電話などを紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ P T A役員ならびに評議委員に「いじめ防止モニター」を委嘱し、いじめ防止連絡会議を通して情報の収集に努める。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(P4)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

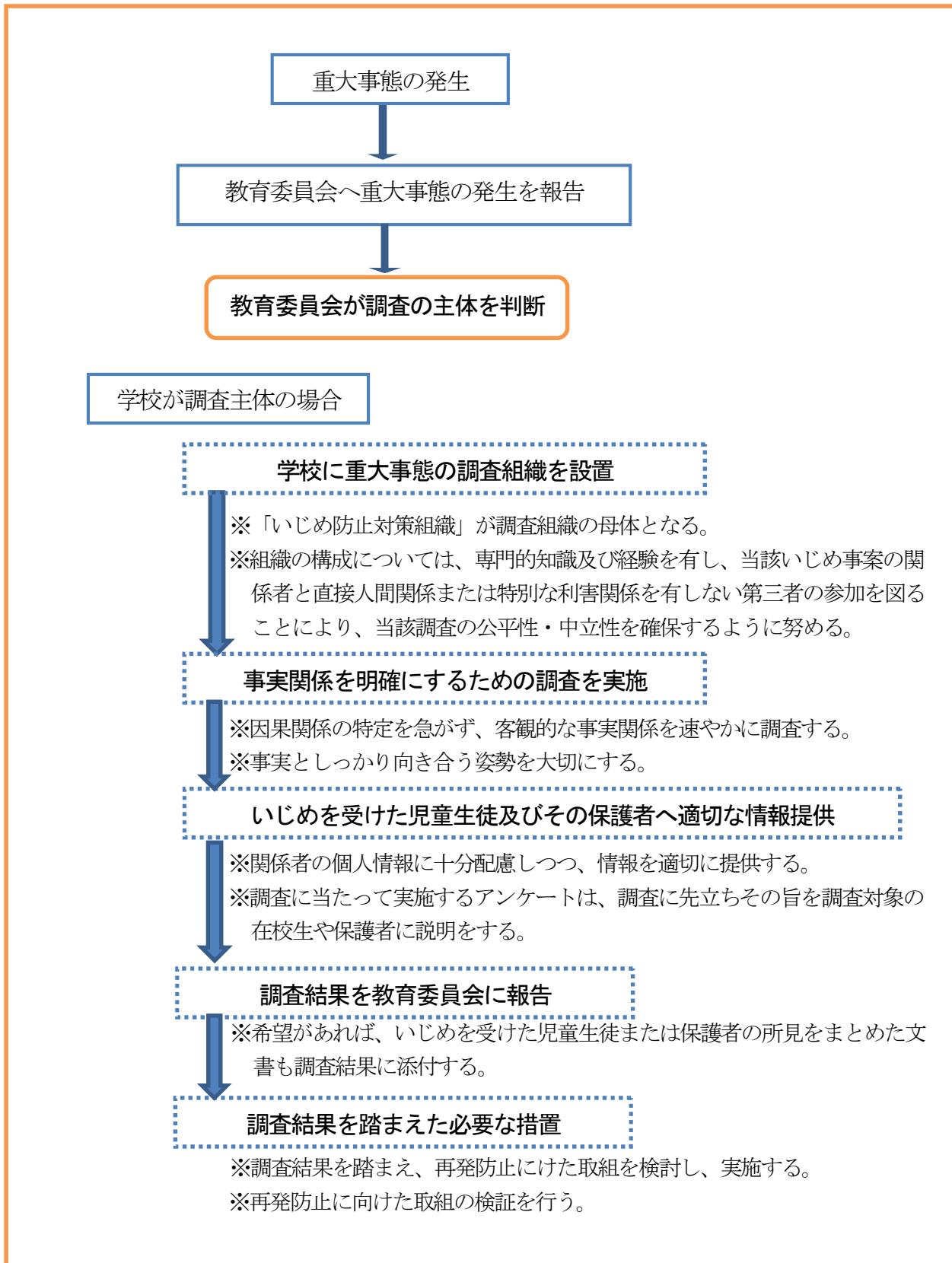
## 5 学校の取組に対する検証・見直し

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを11月に実施し、特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。  
・校内研修の内容 ①事例研究 ②Q-Uと学級経営
- (2) 「小垣江小学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページ掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<年間計画>

	「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「小垣江小学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○全教職員による情報交換 ○「大切な家族や身近な友人をなくした子どもへの心得」を使った現職教育（校長による）	○保健室での相談やスクールカウンセラーとの相談について、児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定  ○家庭訪問
5月		○全教職員による情報交換	○「フレンズ遊び」（縦割り活動）	○学級の人間関係を知るためのQ-U検査の実施  ○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○いじめ防止モニター連絡会議（PTA役員会・評議員会にて） ○家庭訪問
6月		○全教職員による情報交換	○カウンセリング研修（スクールカウンセラーによる）	○いじめアンケート・教育相談ウィークの実施  ○授業参観
7月		○全教職員による情報交換 ○現職研修①「Q-Uを通しての児童生徒理解と学級づくり」		○個別懇談会
8月				
9月		○全教職員による情報交換	○情報モラル指導（ネットモラル）	○いじめ防止モニター連絡会議（PTA役員会・評議員会にて）
10月		○現職研修②（事例研修） ○全教職員による情報交換	○「運動会大玉ころがし」（縦割り活動）	○学校評議員への学校行事・授業の公開
11月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○全教職員による情報交換	○校内音楽会 ○「いじめ防止標語コンクール」実施	○学級の人間関係を知るためのQ-U検査の実施  ○保護者への学校評価アンケート
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○全教職員による情報交換	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○全教職員による情報交換	○福祉実践教室 ○保健指導（命の大切さ） ○「長縄大会」（縦割り活動）	○いじめ防止モニター連絡会議（PTA役員会・評議員会にて）
2月		○全教職員による情報交換		○学校評議員会で「学校自己評価」の評価を行う。
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○全教職員による情報交換	○6年生を送る会 ○中1ギャップを乗り越えるためのスクールカウンセラーによる講演会	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ○生活ノート  ○あいさつ運動（月に1回）